

兵庫県公報

平成25年8月20日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	1
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

●動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第35号）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第36号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正に伴い、動物の愛護及び管理に関する法律に関する手数料について、規定の整備を行うこととした。

規 則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第35号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成5年兵庫県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「やぎ」を「山羊」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第18条中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

様式第13号中「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

~~~~~

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第36号

#### 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項51(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 第一種動物取扱業登録申請手数料
- (2) 第一種動物取扱業登録更新申請手数料
- (3) 第一種動物取扱業登録変更届出審査手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項51(6)及び(7)を次

のように改める。

(6) 犬又は猫の引取手数料

(7) 第一種動物取扱業登録証再交付手数料

附 則

この規則は、平成25年 9月 1日から施行する。